

<協議書提出から支払いまでの流れについて>

① 協議書

申請者→市町村役場→富士・東部保健福祉事務所



現地確認

② 審査結果通知

富士・東部保健福祉事務所→市町村役場→申請者



結果が可の場合

③ 申請書の提出（協議書と同様に役場の説明に基いて作成して下さい。）

申請者→市町村→富士・東部保健福祉事務所



書類に不備がなければ

④ 交付決定通知（交付決定通知がくるまで工事の契約及び着工を始めないで下さい。）



⑤ 工事開始（変更が生じた場合、工事をいったん止め市町村にご連絡下さい。）



⑥ 工事完了



一ヶ月以内

翌年度の4月10日



※いずれか早い日に提出。

⑦ 実績報告書の提出

申請者→市町村→富士・東部保健福祉事務所



現地確認

⑧ 額の確定

富士・東部保健福祉事務所→市町村→申請者



⑨ 支払い

富士・東部保健福祉事務所→申請者（ さん）の口座